

建設委員会記録

開催日時 平成23年6月30日(木) 13:03~15:10

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

田中 惟允 委員長

奥山 博康 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

辻本 黎士 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 川崎 土木部長

上田 まちづくり推進局長

石井 水道局長 ほか、関係職員

欠席理事者 奈良住宅課長(代理:西浦主幹)

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第34号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(建設委員会所管分)

議第36号 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

議第38号 市町村負担金の徴収について

(建設委員会所管分)

報第1号 平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成22年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

平成22年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第 2 号 平成 22 年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 3 号 平成 22 年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 15 号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第 16 号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第 17 号 奈良県住宅供給公社の経営状況の報告について

報第 19 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

平成 23 年度奈良県一般会計補正予算 (第 1 号)

(建設委員会所管分)

平成 23 年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算 (第 1 号)

報第 20 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

(2) その他

〈会議の経過〉

○田中委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

なお、理事者において、奈良住宅課長が欠席されております。その代理として西浦主幹が出席されておりますので、ご了承願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきます。委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、土木部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明願います。

○川崎土木部長 土木部所管の6月定例県議会提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

最初に、議第34号、平成23年度奈良県一般会計補正予算（第3号）につきまして、お手元に配付しております、「平成23年度6月補正予算案の概要」について、土木部、まちづくり推進局、あわせてご説明をさせていただきます。

土木部まちづくり推進局におきます予算の計上の基本的な考え方は2点でございます。1点目は、東日本大震災への対応としまして、東日本大震災の被災県の要請などを踏まえまして、職員の派遣経費など当面必要となる経費を計上しております。2点目は、県政課題への対応としまして、国の認証見込み額を踏まえまして、公共工事の新規箇所などについて予算を計上しております。

総括としまして、東日本大震災への対応経費、公共事業費合わせまして約55億円の補正予算をお願いするものでございます。

5ページ、Ⅰ東日本大震災への対応、県職員の派遣、災害復旧申請に必要となる被災道路、河川公共土木施設の被害調査及び設計書作成の支援を行うための技術職員の派遣にかかる経費でございます。

7ページ、Ⅱ県政課題への対応、2観光の振興〔経済活性化〕（1）周遊型観光地としての魅力の向上ですが、わかりやすい道案内の整備などとしまして、宇陀市域の観光拠点にアクセスする国道166号などで、わかりやすさを重視した道路案内、あるいは標識の整備を行ってまいります。

11ページ、9安全・安心の確保〔くらしの向上〕（1）災害に強い地域づくりですが、浸水常襲地域における減災対策の推進としまして、浸水常襲地域における減災対策緊急プログラムに基づく選択と集中により、紀の川などの減災対策河川の整備を進めるとともに、都市部の河川狭窄箇所の解消などによる治水安全度の向上に努めるものでございます。

次に、道路防災対策の推進としましては、吉野町の入野河原屋線などで安全安心みちネットワークプランに基づき、崩落の発生や兆候のある箇所の防災対策を実施していくものです。

12ページ、（2）交通事故抑止対策の推進でございますが、事故危険箇所対策の推進としまして、奈良県みんなで作る交通安全対策プランに基づき、事故危険箇所の対策を図るため、国道165号など交差点改良や路面標示等を実施していくものでございます。

次に、安全・安心で快適な歩行空間の確保としまして、後ほど、報告事項の中でご説明させていただきます奈良県安心歩行空間整備方針を踏まえまして、歩行空間が確保されていない通学路やバリアフリー基本構想におきます生活関連経路、周遊観光を促進するための経路におきまして、歩道等の整備を実施してまいります。

10 景観・環境の保全、くらしやすいまちづくり[くらしの向上] (1) 美しく風格のあるまちなみ景観の保全・創造でございますが、無電柱化の推進としまして、主要な観光拠点へのゲートウエーとなる区間、あるいは市街地における幹線道路で無電柱化を推進していくものでございます。

(2) 地域性を活かした住み良いまちづくりの推進ですが、地域を元気にする一市一まちづくりの推進としまして、大和高田市でコミュニティーバスの運行改善やレンタサイクルなどによりますまちなか周遊を促進していくものでございます。

次に、水辺の遊歩道整備の推進としましては、葛下川などで護岸や歩道整備を行い、遊歩道の周遊ネットワークを形成していくものでございます。

13 ページ、効率的・効果的な基盤整備であります。一部再掲となりますが、土木部関係公共事業の補正公共事業全体で、54億7,569万円余の補正をお願いするものでございます。なお、公共事業につきましては、補正後で総額379億6,200万円となっております。

まず、(1) 道路公共事業について、補助事業としまして、合計37億3,171万9,000円を計上しております。計上の方針としましては、摘要欄に記載しておりますが、奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略において取り組む各施策に基づき、選択と集中により予算を計上しております。

その中で、具体的な施策としまして、施策1、奈良県の活力を牽引する幹線道路ネットワークの形成を目指しまして、国道168号香芝王寺道路、国道309号丹生バイパスなど、重要な幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

施策4、生活幹線道路のミッシングリンクや幹線道路の容量が不足することによる道路の課題解消など、事業の必要性や効果、地元の調整状況を踏まえまして緊急性の高い箇所の方策を実施していくものでございます。なお、五條吉野線、下市町でございますが、ここにつきましては都市計画決定を行い、事業を進めることとしております。

その他の施策につきましても、記載の各方針に基づき事業を実施してまいります。

14 ページ、(2) 街路公共事業につきましては、補助事業としまして1億9,400

万円を計上しております。計上の方針としましては、道づくり重点戦略に記載しておるとおり、摘要欄に記載しております施策1及び3に基づき事業を実施しております。

(3) 河川公共事業につきまして、補助事業としまして15億4,998万円を計上しております。計上の方針としましては、摘要欄に記載しております事業の重点的かつ計画的な実施をしております。

15ページ、中南和・東部地域の振興であります。16ページ、(2)、安全・安心で快適な生活環境の整備につきまして、中南和・東部地域の幹線道路ネットワークの形成としまして、道づくり重点戦略に基づき、重点整備宣言箇所などの整備を推進するものでございます。

次の道路防災対策の推進としましては、記載の防災対策を実施してまいります。

なお、当該補正予算に係ります土木関係公共事業の主な事業箇所一覧は、別とじ平成23年度6月補正土木関係公共事業の主な事業箇所一覧という資料をつけさせていただいております。ここでは、さらに詳細な資料となっております。ご説明は割愛させていただきます。

続きまして、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いいたします。

7ページ、6月補正予算の債務負担行為の補正でございます。土木部所管分としましては、無電柱化事業にかかる契約奈良生駒線から、河川改良修事業にかかる契約紀の川外12河川まで、記載の期限、限度額で債務負担行為を追加をお願いするものです。

8ページ、奈良県土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証と公共用地取得事業で、記載のとおり、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

16ページ、議第38号、市町村負担金の徴収についてでございます。これは、地方財政法第27条の規定により、平成23年度に施工する事業につきまして利益を受ける事業市町村に費用の一部を負担していただくものでございます。土木部所管分としましては、2つ目の急傾斜地崩壊対策事業で、記載の市町村、負担率によりまして、事業費の一部を負担していただくものでございます。

18ページ、報第1号、平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。次の19ページの平成22年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告ですが、土木部まちづくり推進局の繰越明許費の事業内訳としまして、第2款総務費、第1項総務管理費の県有施設整備事業と、23ページから26ページにかけての、第10

款土木費と、27ページ、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧事業に記載のとおりでございます。

金額としましては、さきの2月定例会におきまして、総額169億5,127万円余をお願いしたところでございますが、その後の精算によりまして、平成23年度への繰越額としましては総額139億3,417万5,000円となっております。

繰り越しの理由といたしましては、大きく4つございます。一つは、地元調整の難航や関係機関との調整に不測の日時を要したことによるもの、2つ目としまして、用地補償交渉の難航で不測の日時を要したこと、3点目としまして、自然条件、現場条件の変化に伴う工法検討などに不測の日時を要したこと、4点目が国の補正予算に対応することによりまして、進捗のおくれが原因でやむを得ず繰り越しを行うものでございます。

なお、繰り越し削減に向けては、昨年度は土木事務所との進捗会議で、課題のある事業に重点を絞った執行、進捗管理の徹底、それから職員の繰り越し削減に対する啓発と意識改革などを努めてまいりました。これらのことによりまして、繰越額は昨年度に比べて、率にして約4%の低減をすることができました。しかしながら、依然として多額の繰り越しが発生しており、まだまだ課題があると考えておりますので、適切な事業の執行、進捗管理をすることによりまして、引き続き繰り越しの削減に努めるとともに、繰り越した事業につきましては早期完成に向け全力で取り組んでまいりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

次に、28ページ、平成22年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。第10款土木費、第2項道路交通環境費の情報システム整備事業及びバス停情報案内板設置事業と、第4項河川費、砂防維持修繕事業の3事業で、平成23年度への繰越額は、翌年度繰越額の欄に記載のとおりでございます。これらにつきましては、東日本大震災の影響によりまして、資材調達に不測の日時を要したことにより工事が遅延したため、平成22年度に繰り越したものをやむを得ず平成23年度に繰り越しを行うものでございます。早期完成に向け取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、29ページ、報第2号、平成22年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。第1款土木費、第2項流域下水道費、事業名としまして流域下水道建設事業につきましては、工法検討に不測の日時を要したことによりまして、平成23年度への繰越額が7億6,500万円となっておりますので、ご報告をいた

します。

次に、42ページから43ページにかけましての報第15号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告と、報第16号、奈良県道路公社の経営状況の報告に関しましては、平成23年度事業計画書及び平成22年度業務報告書が別冊となっておりますので、後ほど一括して説明をさせていただきます。

46ページをお願いいたします。報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。平成23年度奈良県一般会計補正予算（第1号）でございます。東日本大震災に年度当初から速やかに対応するため、当面必要となる経費について補正予算の専決処分を行いましたので、ご報告をするものでございます。

土木部まちづくり推進局所管分としまして、50ページ、補正額の欄でございますが、第10款土木費、第1項土木管理費で、被災地の要請などを踏まえまして、災害復旧支援のための技術職員の派遣経費として3,450万円を、また項7住宅費で、被災者を県営住宅に受け入れるために、ふる場未設置の住居に対し浴槽等を設置する経費としまして、1,870万円を補正したものでございます。

次に、土地開発公社の経営状況についてご報告を申し上げます。「奈良県土地開発公社平成23年度事業計画書」をお願いいたします。

1ページ、事業の実施方針でございます。今年度の主な事業といたしましては、西日本高速道路株式会社の大和郡山ジャンクションに係る用地事務に一層取り組むとともに、県からの受託事業であります道路都市計画事業の用地先行取得業務を効率的に進めてまいります。さらに、公社長期保有となっております分譲用地等の早期売却や生駒セイセイビルの6階部分の早期処分に努力してまいります。

事業の詳細及び予算額につきましては、次の2ページ以降に記載のとおりでございます。

続きまして、平成22年度事業報告書の説明に移らせていただきます。「奈良県土地開発公社平成22年度事業報告書」をお願いいたします。

1ページ、事業の概要でございます。実施しました主な事業としましては、県の道路事業などに伴う公有地取得業務、それから西日本高速道路株式会社からの受託業務などがございます。

2ページ、土地の取得としましては、橿原新庄線、奈良西幹線などで用地取得を行いました。次に、土地の売却としましては、矢田自然公園、奈良西幹線、京奈和自動車道などを、また、北野台団地におきましても一部売却をしております。

次に、その他の事業としまして、西日本高速道路株式会社の大和郡山ジャンクション事務事業を行っております。

なお、3ページ以後の主要事項の処理状況、役職員の異動状況、それから財務諸表等につきましては省略をさせていただきます。

以上で、奈良県土地開発公社の経営状況報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、道路公社の経営状況についてご説明させていただきます。「奈良県道路公社平成23年度事業計画書」をお願いいたします。

1ページ、事業の実施方針でございます。平成23年度の事業計画としましては、引き続き第二阪奈有料道路の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、利用者サービスの向上に努めることを基本としております。また、収支改善に向けた取り組みとしまして、今年度から3カ年間の経営改善プログラムを策定し、コストの削減、利用促進による増収対策などに取り組みます。

2ページ、平成23年度予算及び資金計画でございます。3ページ、収入欄の道路料金収入につきましては、約86億円を見込んでおります。支出としましては、道路維持改良費、道路管理費、大阪府道路公社への道路料金収入配分費などとなっております。

次の4ページの平成23年度資金計画につきましては、ただいま説明させていただきました収入及び支出の内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、「奈良県道路公社平成22年度業務報告書」をお願いいたします。

1ページ、事業の概要でございますが、第二阪奈有料道路の料金徴収業務と道路維持管理業務などを行うとともに、通行車両の安全のため、橋梁の耐震化工事を実施しました。また、当面の経営改善に向けた取り組みを明確にするため、平成23年度から25年度までの経営改善プログラムを策定しました。第二阪奈有料道路の料金収入と利用交通量ですが、利用交通量は対前年比0.8%の減となりましたが、料金収入は1.4%の増となっております。また、このうち、奈良県道路公社分といたしまして、38億7,833万円余を確保いたしました。

2ページ以降の主要な事項の処理状況、役職員の異動状況、財務諸表等につきましては省略をさせていただきます。

以上で、奈良県道路公社の経営状況報告の説明を終わりたいと思います。

以上で、土木部所管分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上田まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案についてのご説明をさせていただきます。

「平成22年、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の16ページ、議第38号、市町村負担金の徴収についてでございます。これは、地方財政法第27条の規定によりまして、平成23年度に施工する事業につき、利益を受ける市町村の費用の一部を負担していただくものでございまして、まちづくり推進局所管分としましては、17ページ、連続立体交差事業と流域下水道事業でございます。記載の市町村、負担率により、事業費の一部を負担していただくものでございます。

次に44ページ、報第17号、奈良県住宅供給公社の経営状況の報告ですが、これにつきましては平成23年度事業計画書及び平成22年度事業報告書につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、63ページ、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告についてでございます。

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例と、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてでございます。

65ページ、宇陀市地域自治区の廃止による字の名称の変更に伴い、同条例に規定する榛原県営住宅の所在地を変更する改正を行ったものでございます。

66ページ、家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められる4件につきまして住宅の明け渡し等の請求申し立てを行ったものでございます。

続きまして、住宅供給公社の経営状態について、ご報告いたします。「奈良県住宅供給公社平成23年度事業計画書及び資金計画書」をお願いいたします。

1ページ、平成23年度事業計画の概要でございます。分譲事業としまして、ゆうタウン樺本や樫原ニュータウンなどの販売に努めるとともに、保有地の維持管理を適正に行ってまいります。

3ページ、賃貸事業及びその他事業につきましては、引き続き記載の事業を実施してまいります。

4ページ以降の資金計画及び財務諸表につきましては、ただいまご説明をさせていただきました内容の詳細であり、重複いたしますので省略させていただきます。

続きまして、「奈良県住宅供給公社平成22年度事業報告書」の説明に移らせていただ

きます。

1 ページ、事業の実施状況についてでございます。分譲事業としましては、ゆうタウン櫛本においては住宅5戸、宅地2区画を売却し、公社真美ヶ丘住宅においても、住宅5戸を売却し、ゆうタウン高円においても1区画を売却しました。また、賃貸事業及び受託事業につきましても、前年度に引き続き、記載の事業を実施してまいりました。

5 ページ以降は財務諸表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井水道局長 水道局所管の第303回定例議会提出議案につきまして、説明させていただきます。

「平成22年、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」でご説明をさせていただきます。

12 ページ、議第36号、奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

県営水道の1日最大給水量を減量するため、所要の改正をしようとするものでございまして、平成22年度に三重県伊賀市に建設中の川上ダムからの本県受水の撤退が確定しました。それに伴い、県営水道の1日最大給水量を現行の55万6,500立方メートルから、川上ダム受水分2万4,300立方メートルを減量いたしまして、53万2,200立方メートルに改正しようとするものでございます。

次に、30 ページ、報第3号、平成22年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

用水供給施設建設事業でございまして、繰越額5億800万円となっております。繰越額の概要につきましては、記載のとおりでございます。繰り越し理由につきましては、工事の施工方法の検討に不測の日数を要したことなどによるもので、早期完成に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

なお、不用額12億1,800万2,786円につきましては、事業内容の見直し及び入札差金等による工事費の執行残並びに共同施設負担金の執行残によるものでございます。

次に、57 ページ、地方自治法第179条第1項による専決処分の報告についてでございます。

東日本大震災の被災団体からの要請を受けまして、被災地への給水支援の実施経費とい

たしまして、奈良県水道用水供給事業費特別会計の収益的支出事業費の営業外費用について1,300万円の増額をする補正予算でございます。東日本大震災により甚大な被害を受けました岩手県陸前高田市に職員及び給水車等を派遣しまして、被災された住民に対し、応急給水を実施したものでございます。緊急に費用を支出する必要性がありましたため、平成23年4月20日付で専決処分をしております。

内訳は、応急給水活動に従事する職員の輸送費並びに現地での活動に必要な燃料費、宿舍費等でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○田中委員長 ただいまの説明について質疑、意見があれば、ご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○太田委員 「平成22年度、23年度一般会計補正予算案その他」の報第1号、25ページ土木費、第5項のまちづくり推進費の中に奈良公園の施設魅力向上事業ということで予算の報告がされておりますけれども、この中には新公会堂とシルクロード交流館を結ぶ渡り廊下もこの予算の中に入っているということでございますけれども、以前は1億6,600万円ということで提案されているということだったので、現在もこの予算の中で執行されているということよろしいでしょうか。その確認をしたいと思います。

○中西奈良公園室長 今、ご質問いただいた件でございますが、委員お述べのとおり、予算の中で今、新公会堂の渡り廊下ということで執行させていただいております。

○太田委員 今回の提案について、議案については賛成ですけれども、先ほどのこのシルクロード交流館と新公会堂の渡り廊下の計画については、日本共産党としては奈良公園の景観を損ねるということと、あと、1億6,600万円かけるということが、大体歩いて2分ほどの距離ですのでむだ遣いではないかということ指摘をさせていただいているところでございます。報告については認められないということで、私たちの態度を明らかにしておきたいと思っております。以上です。

○田中委員長 ほかにご質問、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、付託議案についての質疑等を終わります。

続いて、付託議案につきまして委員の意見を求めます。

ご発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

平成23年度議案、議第34号中・当委員会所管分、議第36号及び議第38号中・当委員会所管分及び報第19号中・当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ご異議ないものと認め、以上の議案4件については原案どおり可決または承認することに決しました。

なお、ただいまの議案以外での付託議案についてはすべて報告案件でありますので、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、土木部長から平成24、25年度建設業者の格付基準等についてほか2件、まちづくり推進局長から(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備についてほか2件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

○川崎土木部長 報告1としまして、平成24・25年度建設業者の格付基準等について報告をいたします。

この件につきましては、去る6月9日の建設委員会におきまして、建設業者への説明では、県の考え方をきちんと説明した上で意見を聞き、次回の当委員会に報告をさせていただくことになっておりましたものでございます。

まず、今回の格付基準等の改正に当たっての概要について、改めてご説明申し上げます。改正に当たっての基本方針としまして、1つ目は、技術と経営にすぐれた企業の育成の観点から、技術力向上に意欲のある企業の育成を図ることとしております。2つ目は、ここ数年の間、Aランクがそれより下位のランクに比べまして受注機会の割合が低い状態が続いており、この改善を図るため、発注金額区分の是正を図るものでございます。

改正の概要の主なものとしまして、まず1点目は技術者要件でございます。これは、企

業の技術力向上のために、国家資格取得に向けた努力を促すという観点から、技術者総数を廃止し、1級国家資格者についてAランクを5名、A1グループを10名とするというものでございます。2点目は発注基準でございます。これは新たに3,000万円から5,000万円の区分をAランクの発注金額区分として設定し、Bランク以下の発注金額区分も引き下げるというものでございます。

続きまして、ご報告させていただくことになっておりました説明会の内容でございます。建設業者への説明会は、平成23年6月10日に開催をしまして、午前、午後ともに約360名の参加がございました。参加者からの主な意見でございますが、1つ目の格付基準につきましては、A1グループは1級10名以上、Aランクは1級5名以上というのは、厳しい上に激変である。猶予期間を設けてほしい。1級を確保するにもことしの試験の応募は終了しており、努力する機会がない。それから、2級の若手職員をやめさせて、退職した1級技術者を雇えということか。あるいは不況のときに技術職員をふやせということ、業者をつぶすつもりか。A1グループ、AランクとBランク以下の格付基準について、技術者要件の適用時期が違うのはなぜかといったような意見がございました。

また、2つ目の発注基準につきましては、今回の発注基準の見直しは、Aランク及びA1グループだけを優遇しているといったご意見がございました。

これらの意見につきましては、県の対応方針でございますが、企業の技術力向上を促す目的から、設定した技術者要件を見直すことはしませんが、既に雇用されている技術者の育成や雇用の確保を図るなどの準備期間が必要と認められるため、平成26年度より適用することとしたところであります。

県としましても、より一層技術と経営にすぐれた企業の育成を図る観点から、資格取得につながる講習会の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、このような適用時期について混乱を招いたことなども踏まえまして、今後は奈良県建設工事入札・契約制度委員会におきましては、有識者などの外部委員の登用や、議事概要の公表など行政手続の透明性を確保する観点に立って検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で報告1についての説明を終わらせていただきます。

次に、報告2、奈良県安心歩行空間整備の方針の策定についてでございます。

別紙1をごらんいただきたいと思います。この計画は、奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略に位置づけられており、これまで何度か検討状況を中間報告させていただきました

が、今回、整備方針を策定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、1 ページ、奈良県の歩行空間の現状と課題を整理しております。現在、県が管理しております道路の歩道整備率は約 25%と、全国平均の 41%と比べて低い状況であります。また、歩道のない通学路が約 87 キロメートルと通学路全体の約 42%あり、歩行空間が確保されていない状況となっております。次に、バリアフリーの基本構想を策定した市も橿原市と葛城市の 2 市のみであり、全国に比べて極めて低い状況にあります。次に、観光地周辺につきましても案内看板が多種多様で、かつ新しいものや古いものが入りまじっております、来訪者にわかりにくさを助長しているということになっております。

これらのことを踏まえまして、基本方針としましては、1 点目は選択と集中により必要性や緊急性の高い箇所を優先的に整備する。2 点目、関係者と連携して、歩道の点検を通じて県民や来訪者の目線による安心な歩行空間整備を実施する。3 点目、早期の効果発現を図るために、速効対策から取り組み、地域の協力が得られたところから抜本対策に入っていく。4 点目、休憩用のベンチあるいは観光案内サインの設置など、歩行環境も一体的に整備することとしております。

また、重点的に整備を推進する路線として、大きく 3 つを考えております。歩行空間が確保されていない通学路、バリアフリー基本構想における生活関連経路及び世界遺産地域等の周遊観光を促進するための観光経路、その他市町村のまちづくり計画に位置づけられた経路も取り組む予定でございます。

2 ページ、具体的な取り組みを 4 つ上げております。まず 1 つ目、歩行空間が確保されていない通学路につきましてもは、歩道未整備箇所などの客観的なデータと、学校関係者のアンケートなどによりまして箇所を抽出するとともに、関係者との点検によりまして何が問題かということを見えるようにし、その対策プランを策定、公表してまいりたいと思っております。

2 つ目、バリアフリー基本構想による生活関連経路といたしましては、市町村による基本構想の策定が進むよう技術的支援を実施するとともに、県が持っている県有施設の周辺におきましては、県みずからが点検を行うことで、市町村が基本構想をつくりやすいように積極的に協力をしていくということを考えております。

3 つ目、世界遺産地域等の周遊観光を促進するための観光経路といたしましては、関係者との点検による課題の見える化を行い、あるいは観光客へのアンケートを実施し、散策路も含めまして面的な観光経路を設定いたします。整備に当たりましては、歩行空間整備

とあわせて案内サイン、ベンチなどの設置を取りまとめた対策プランを策定、公表してまいります。

4つ目は、地域住民との連携による継続的なP D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションの実施であります。利用者の視点から、地域住民と連携し、継続的にマネジメントを実施してまいります。

以上で、報告2を終わらせていただきます。

次に、報告3、奈良県土砂災害対策基本方針に係る土砂災害対策ハザードマップの策定状況でございます。この土砂災害ハザードマップの整備につきましては、昨年6月議会において議決をいただきました奈良県土砂災害対策基本方針に基づき、取り組んでいるものでございます。

まず、平成23年3月に発生しました東日本大震災を踏まえ、地域住民に対し、どこに避難すべきかをハザードマップなどにより事前に周知することの重要性を再認識したところでございます。そのため、土砂災害ハザードマップの作成、配布につきましては市町村の責務とされるところでありますが、県としても市町村と協議を重ね、できる限り早期にハザードマップが作成あるいは配布されるよう、市町村に対して積極的な支援を行っていくものであります。今回は、基本方針の議決をいただいてから1年が経過しましたので、この6月時点の策定状況を1年前と比較する形で報告させていただきます。

1年前の時点では、ハザードマップの整備完了した市町村はわずか1村でありましたけれども、また、一部配布を行っている市町村も5市町村という状況でございました。この6月時点では整備完了が10市町村、またすべての市町村において作成、配布に着手されていることが確認できるかと思えます。

このハザードマップの作成、配布につきましては、平成24年度の出水期までに県内すべての土砂災害警戒区域におきましてマップの配布を完了させることを整備目標として取り組んでおるところでございます。

また、防災体制の強化のためには、ハザードマップが一人でも多くの住民に認知され、実際の避難行動に結びつくことが重要であります。そのためには、防災訓練や防災講習会などの啓発活動に加え、アンケートなどによる認知度の調査などもあわせて、地域の防災警戒体制の充実につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上で報告3についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上田まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の報告事項として3件のご報告をさせていただきます。

まず、第1件目が報告4、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備についてでございます。昨年の9月の建設委員会で、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備とまちづくりの考え方について一定の方向性を整理したことをご報告をしておりますが、今回は、その取り組みについて、現在の進捗状況などをご説明させていただきます。

本地域につきましては、大和北道路の(仮称)奈良インターチェンジ以南が国において既に事業化されておりますので、奈良市中心部へのアクセス環境の整備が重要となっております。奈良市中心部へのアクセス環境の整備に関する県の考え方といたしましては、一つ、西九条佐保線と(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備の奈良県の考え方に示させていただいております。この内容は、前回ご報告した内容と同じで、大和田紀寺線の都市計画を廃止し、既存の県道、京終停車場薬師寺線の走行環境の充実、安全性の確保を図るとともに、JR関西線の高架化、西九条佐保線を平面道路とする計画を考えております。また、観光シーズンにおきます奈良中心部への自動車流入抑制対策を実施することとしております。

2つ目としまして、大和北道路、西九条佐保線の必要性でございますが、ここでは必要性を改めて整理させていただいております。県レベルでは、関西国際空港と奈良市との直結、奈良市と中南和地域との連携強化などによる観光振興、県の南北軸の強化などによる産業振興などの効果があると考えております。さらに、地域の課題の解消として、慢性的に渋滞している国道24号の渋滞解消、生活道路から通過交通を排除することによる地域の安全性確保などの効果があると考えております。

なぜ、計画変更を検討するに至ったかということにつきましては、3の計画変更の検討の背景と理由というところでまとめております。前回、都市計画決定をした平成20年3月から、将来交通量の見直しと広域幹線道路の見直しという2つの大きな社会経済情勢の変化がありました。将来交通量では、国の将来交通量推計が初めて減少すると推計され、さらに県の将来交通量は全国に比べて大きく減少すると推計されています。そのような将来交通量の推計結果や、国の道路整備予算の方向転換を受けまして、既存のネットワークの有効利用の観点が必要となり、広域幹線道路の見直しが必要となったところでございます。

広域幹線道路の見直しの中では、大和田紀寺線が4車線の広域幹線道路としての必要性

が低いことが判明したため、大和田紀寺線の整備を前提としない（仮称）奈良インターチェンジ周辺の事業計画を検討する必要性が高まりました。このため、まちづくり、交通安全、環境影響、経済性の視点から検討し、先ほどご説明したとおり、西九条佐保線を平面にし、鉄道高架とすることがよりよい計画であると考えに至ったところでございます。

現在、奈良市、JRといった関係機関とルートの構造、さらにインターチェンジ周辺のまちづくりについて協議を行っているところでございます。

なお、昨年の9月議会で答弁したとおり、新駅の設置については、まちづくりへの効果が大きいため、県の構想として新駅設置を有効と考えており、これにつきましては関係機関との協議の中で鉄道を利用したまちづくりの事例として鎌倉市と草津市の事例を紹介したところでございます。

以上で報告4についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、報告5、新県営プール施設等整備運営事業についてでございます。

新県営プール施設等整備運営事業をPFI事業で進めることにつきましては、当委員会に報告、ご了解をいただいたところでございます。当事業につきましては、本年2月に入札説明書等の公表、3月には入札参加資格審査、5月に提案書類の提出がございました。

平成23年6月22日に、新県営プール施設等整備運営事業PFI事業者審査委員会が開催され、奥村組グループが最優秀提案者とする答申がありました。この答申に基づきまして、同グループを落札者といたしました。このグループの落札金額は69億6,924万9,546円、予定価格としては71億2,900万円でございます。

評価された点としましては、価格と提案内容のバランスがとれており、健康増進施設だけでなく公園としても魅力的な提案であったこと、各施設の仕様や施設の規模、配置、動線計画がすぐれていたこと、リハビリや健康増進のプログラムが用意されており、県のコンセプトに対応した運営ができる提案であったことなどでございます。

このグループの基本協定の締結、仮契約の締結と進めまして、9月の議会で契約議案としてご提案する予定としております。

次の2ページをお願いします。落札者の提案を入れております。左側が施設の概要、右側が整備後のイメージ図でございます。各施設では、世代を問わず利用していただけるようさまざまな教室プログラムの実施が提案されております。

工事は平成24年5月下旬から着手し、平成26年には引き渡しを受け、同年7月1日には全体の開業としたいと考えております。維持管理、運営の指定管理者の期限は、平成

4 1 年 3 月 末 まで と 予 定 し て お り ま す。

な お、こ の 選 定 に 当 た り ま し て は、選 定 項 目 に つ い て 今 現 在、整 理 さ せ て い た だ き ま し て、こ の 7 月 中 ご ろ を め ど に 公 表 し た い と 思 い ま す。当 委 員 会 の 委 員 の 皆 様 に つ き ま し て も、整 理 で き 次 第 詳 細 な 説 明 を さ せ て い た だ き た い と 考 え て お り ま す。

以 上 で 報 告 5 に つ い て は 終 わ ら せ て い た だ き ま す。

最 後 に、報 告 6 で ご ざ い ま す。こ れ は、大 極 殿 院 修 景 柵 設 置 工 事 を 踏 ま え た 改 善 方 策 に つ い て で ご ざ い ま す。昨 年 1 2 月 県 議 会 の 建 設 委 員 会 で の ご 意 見 を 踏 ま え ま し て、今 般、具 体 的 な 方 策 が 固 ま り ま し た の で、ご 報 告 を さ せ て い た だ き ま す。

ま ず、大 極 殿 院 修 景 柵 設 置 工 事 を 踏 ま え ま し て、組 織 的 な 対 応 強 化 と い た し ま し て、ま ず、① と し て 奈 良 県 土 木 建 築 工 事 円 滑 化 委 員 会 を 本 年 4 月 1 日 付 を も っ て 設 置 を い た し ま し た。外 部 有 識 者 の 参 画 ま た は 意 見 聴 取 を 行 い、技 術 的 問 題 だ け で な く 法 律、法 的 課 題 に つ い て も 審 議 検 討 が 可 能 な 体 制 と い た し ま し た。

次 に、② に あ り ま す よ う に、専 門 性 の 高 い 技 術 的 な 課 題 に 対 し ま し て は、技 術 的 な 見 地 か ら ア ド バ イ ス を 迅 速、的 確 に 得 る た め、外 部 有 識 者 を あ ら か じ め 登 録 す る 奈 良 県 土 木 部 技 術 ド ク タ ー 制 度 を 本 年 5 月 1 8 日 に 創 設 し、現 在、7 月 中 の 登 録 完 了 を 目 指 し て 事 務 作 業 を 進 め て い る と こ ろ で ご ざ い ま す。こ れ に よ り、技 術 的 課 題 へ の 体 制 強 化 が 図 ら れ る も の と 考 え て お り ま す。

次 に、県 民 に わ か り や す い 予 算 執 行 制 度 の 構 築 と い た し ま し て、③ の 設 計 変 更 額 の 制 限 の 導 入 を、本 年 4 月 1 日 付 で 導 入 い た し ま し た。変 更 見 込 み 金 額 が 請 負 代 金 の 3 0 % を 超 え る 工 事 は 原 則 と し て 別 途 の 契 約 と し ま す。や む な く 3 0 % を 超 え、契 約 変 更 す る 場 合 に は、原 則 と し て 奈 良 県 土 木 建 築 工 事 円 滑 化 委 員 会 で の 審 議 を 経 る と と も に、建 設 委 員 会 に ご 報 告 す る こ と と い た し ま し た。な お、3 0 % 以 下 で あ っ て も そ の 金 額 が 3, 0 0 0 万 円 を 超 え る 場 合 は、同 様 の 取 り 扱 い と し て 適 切 な 契 約 変 更 に 努 め て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

次 に、実 務 面 で の 対 応 強 化 と し て、④ に 記 載 の よ う に、問 題 事 案 の 振 り 返 り を 行 い ま し た。修 景 柵 工 事 を ケ ー ス ス タ デ ィ ー と い た し ま し て、設 計 変 更 や 適 正 な 予 算 執 行 手 続 に つ い て の 職 員 研 修 を 実 施 す る と と も に、課 題 な ど に は 組 織 と し て 対 応 す る こ と を 徹 底、確 認 を し て お り ま す。以 上 に よ り ま し て、今 後、適 正 で 円 滑 な 営 繕 業 務 を 推 進 し て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

以 上 で 報 告 6 の 説 明 を 終 わ ら せ て い た だ き ま す。こ れ を も ち ま し て、ま ち づ く り 推 進 局

所管の報告事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○川口委員 きょうの奈良新聞に、新しい土木部長が来られる記事が出ていました。6月定例県議会中に、川崎土木部長には、いろいろご苦勞いただいて頑張っていたのに、こういう報道はいかがなものなのかと思うわけです。どうして新聞に辞令内容が出ているのかは、皆さんに聞いてもわからないことだとは思いますが。川崎土木部長には、随分と奈良県で頑張ってくださいました。転勤という話題が上がっても不思議ではないと思いますが、いずれにいたしましても、早々と新聞に辞令内容が出たということは残念でございます。ただし、本当にご苦勞いただいたことに対しては、まずは感謝を申し上げておきたいと思えます。

そういう状況の中で、土木部長に質問をするのは、国で管内閣総理大臣に対していろいろな質問が及んでいるような、スケールが違いますけれども、そんな思いもせざるを得ない気持ちではありますが、ご理解をいただきながら質問を受けていただきたいと思えます。

先般、提起をいたしました建設業者の格付基準の問題、業者との交流の中で問題点を把握をなさって、またその上に立っての対応、一応急いで出された内容を実行することは控えようという思いになっていただいたことはうれしいことです。しかし、2年後にはこのようになりますということは、受けがたいのです。やはり、経済情勢や社会情勢、あるいは公共事業の発注量、そういうような変化とのかかわり合いで、業界、業者の実情というものにも随分変化が生じようと、このように思うわけです。また、常にいろいろ、時宜に照らした改善策は必要であると思えますが、2年先、これを了解されたという形での、きょうの土木部長の報告を承ったのではないということです。これが私の見解ではありますが、業界やいろんな関係者はきょうの会議に注目をいたしておりますので、いずれにいたしましても、機械的に物事は受けとめるわけにはならないと、申し上げておきたいと思えます。

業種や業界には、いろんな歴史があります。歴史性をきちっとご理解をいただきながら、そしてご尽力をされている関係者、つまり業界の皆さん、あるいは行政側の皆さん方も努力をされている。その努力と努力との関係における信頼関係の上に立って、物事は組み立てられていかなければならないと思っておりますので、決して私は、特別な手だてを求めたつもりはございませんので、そういう解釈をしないでいただきたいと、申し上げておきたいと思えます。

それから、もう1点は、新県営プールの問題であります。常に申し上げてまいりましたが、県もそういう方向でご努力をいただいていたと思いますが、県内業者を積極的に採用していく、あるいは育成をしていくという基本が大事だろう。どんな事業であっても、50%以上は、ジョイント体制を県内業者に置かれないものだと、そういう方向で今日まで指名入札等組み立てられてまいりました。

そういう意味で、これは了解を求めたのだということではありますが、私の認識が甘かったといたしましても、いずれにしても、どのような手法であったとしても、地元業者を積極的に採用するという基本がなければならないと、願うわけでありまして。

少し、インターネットを利用して勉強しました。PFI方式は、公共施設をする場合には民間資金を利用、活用させていただいて、積極的に、つまり、月賦、年賦でいろいろ事業を進めていこうとするシステムだと理解をしたわけでありまして。これは巷では、談合を促進するようなシステムだと言われております。いずれにいたしましても1社がすべてリードするというような形での請負、入札受注。そういうような形ではないかと思っております。そういう意味では、基本的にこれを改められなければならない問題。しかし、了解を求め続けていくのだとおっしゃったとしても、1社だけで物事がリードされるということで批判がある。やっぱり地元業者をも参入させる、チームで、プロジェクトで物事は進められなければならない、と申し上げておきたいと思っております。

加えて、これは県民感情が許さないと思うのです。4社が入札に加わっておられます。奥村組グループが69億円余りで落札。次は安藤建設グループ、3番目が浅沼組グループ、大林組グループは4番目でしょう。

(「2番目」と呼ぶ者あり)

いや、私が申し上げているのは、落札価格を言っています。総合点では2番目ですけれど、金額で私の耳に入っているのは、奥村組グループが69億円、大林組グループは62億円、安藤建設グループは幾ら、浅沼組グループが幾らかはわかりませんので、これも教えてもらいたい。71億円の基本予算で、69億円と62億円、これは7億円も差があります。今、こんなにぜいたく、ぜいたくというのは言い過ぎかも知れないけれど、プール、公園も加わるのだと思っておりますけれども、この時節に7億円も差をつけたところの、いわば低い方をとったのだったら話はわかるけれど、高い方をとっている。これは、県民感情が許さないです。今後、さらにいろいろ精査することだろうけれども、何を精査なされるのか、そういう点についても少し伺っておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、このような形で9月議会で提案されても、これは賛成しがたい。あえて申し上げておきます。

○京地公園緑地課長 新県営プールについてのご質問をいただきました。

まず最初に、委員お述べの県内業者の参加についてでございますけども、これにつきましては、当PFI事業につきましても入札方式につきましては総合評価落札方式、一般競争入札を活用するというので、しております。入札に参加される方は、設計、建設、維持管理、運営の各業務に関して、一定規模以上の業務経験が求める参加資格要件を求めています。参加グループのうち1社がそれを有しておればよいということで、当該参加資格要件を決めております。その要件を有する企業と同一グループでの参加の場合は、業務経験の少ない業者さんにも参加の機会があったと思っております。たまたま今回がそういう結果になっておらないということでございます。

それから、2点目、PFIの事業については談合促進になるのではないかとのご質問でございます。PFIにつきましては、もう既に多分ご存じだと思いますけども、民間活力につきましては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間部門の特徴を持つ経営ノウハウや資金を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供するというのを目的としております。新しい制度でございます。

1社が代表グループということで……。

○田中委員長 簡潔にお願いいたします。

○川口委員 簡潔というよりも、詳しい説明ということだろうけれども、言うていることがさっぱりわからない。

(「本人も言うてることわからない」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 どうぞ、答弁続けてください。

○京地公園緑地課長 済みません。

それから、一番安価なところに落札するという事はどういうことかということで、ご質問いただきました。最終決定者の奥村組グループにつきましては、一番高額な落札者でございます。一番安価な業者をなぜ選ばないのかということのご質問でございました。これにつきましては、最優秀提案者の選定につきましては、新県営プール整備等整備運営事業PFI事業の審査委員会の答申に基づいております。この委員会につきましては、今までに4回開催されております。それで、その委員会におきまして、実施方針、要求水準、それから落札者の決定の審査手順等を決定しております。

この基準になりますのは、落札者の決定基準がもととなっております、同基準の中では、事業全般に関する事項、それから設計業務、建設業務及び工事関係等に関する事項、維持管理業務等に関する事項、それから運營業務に関する事項、それから事業計画に関する事項、自主提案に関する事項、種々の項目について、評価視点と配点を運営委員会の方で決定しております。その中で、先ほどご指摘にありましたように、価格点と内容の点数につきまして、300点、700点ということで決まっております。

さらに基準書の決定の後、4回目の……。

○川口委員 委員長、ちょっと整理したら。言うていることの意味がわからない。

○京地公園緑地課長 済みません。

○川口委員 理事者は公園緑地課長が説明したの、わかっているのですか。私は、よほど頭が悪いな。

○田中委員長 簡潔に。

○京地公園緑地課長 価格の点でございますけども、提案いただく時点で事前に要求水準書を確定しております。要求水準書につきましては、最低の水準を定めるものでございます。その水準に基づきまして……。

○川口委員 ちょっと、もう一遍再質問します。

○田中委員長 一たん、それでは答弁終わりにしてください。

○川口委員 私が尋ねている視点を、公園緑地課長はとらえていません。

端的に1つだけ言います。今日のこの経済情勢、あるいは社会情勢で、できるだけ節約、儉約、合理的、あまり金を使わないでも立派なものをつくる、景気の悪い時世だから、そういう基本的な思いをお互い持っていると思います。だから、ここに価格に関する事項、評価、それから提案内容に関する事項、これは2つわかっています。一般論では、金をかけたら立派なものができます。だから、69億円で落札した。一番最低の提起した62億円。7億円も金使うのだから、立派なものができます。しかし、62億円でできる方向でなぜ考えないのか。県民感情は今の世相、世情、この感情。そういうものに合うのかどうなのかということです。そのことを聞いているわけです。また、別のサイドで尋ねるならば、この額で、71億円なら71億円、70億円なら70億円で、この金額で皆さん、コンペしなさいと、出さないというなら、良い、悪いは大体わかります。私はここでもいろいろ言うてきました。いろんな評価の仕方があります。例えば体操やスケートの点数評価、観客と審査員がともに同じ場面を見ながら審査員が点数をつけているわけです。この資料、

答申の概要、ここがよかった、あそこがよかったのだといっぱい書いてあります。そうしたら一番低かった62億円の内容と69億円の内容と比較して、両方あるいは4社とも出せばよい。この金額で、このようなものができるという提起があったでしょう。点数をつけるのは審査員がつけられても良いと思う。公開しなさい。

今、洋服を買うにしても、安いから、物は少し悪いけれど、これで辛抱しておこうか、安い方にしよう。景気の良いときはもったいないけれど、少し今ゆとりがあるから、良いの買うところと、こうなるわけです。県民感情とのかかわり合いで、これを、こういう数字の出し方はいかがなものか、こういう決定はいかがなものか。新県営プール整備等整備運営事業PFI事業の審査委員会が決められましたので、これを出していますと。その責任というのは、そうと違いますか。早く答えられませんか。

○上田まちづくり推進局長 済みません、申しわけございません。

今、川口委員がおっしゃっている、金額が安いということの視点も、非常に大事かとは思っております。ただ、今回の県営プールにつきましては、金額だけではなく、15年間という期間、健康増進の拠点として年の若い人から高齢者、障害者も含めまして、そこでいかにここを活用して、健康増進にしていくかという視点も含めまして評価させていただきました。ここにつきましては、今、700点、300点というような配点の部分につきましても含めまして、それと各項目につきましてそれぞれの評価の内容等につきまして、今整理させていただいています。これにつきましては7月の中ごろにおいて公表させていただきたいと思っております。そのときには、先ほども言いましたように、委員の皆様方にも再度説明をさせていただいて、その上で改めて議論させていただきたいと考えております。以上です。

○田中委員長 いいですか。質問の途中……。

○川口委員 いえ、途中ですが、いろいろの考えを聞いたのでよかったです。

○岩田委員 少し参考のために、奥村組グループはわかったのですが、残りのグループの入札金額を教えてください。

○田中委員長 どなたが答弁されますか。

○京地公園緑地課長 大林組グループでございます。入札金額が59億5,197万円、消費税込みで62億4,270万2,000円です。それから、安藤建設グループにつきましては、62億1,773万9,000円、消費税込みで65億2,431万1,000円でございます。それから、浅沼組グループでございます。67億8,310万6,0

00円でございます。消費税を入れますと71億1,832万2,000円でございます。以上でございます。

○岩田委員 私も川口委員と同じ思いを持っております。同じ70億円の中でいろいろなプランをつくっていただくという審査員の見方と、60億円で何とか今の時代やからこのぐらいでのいろいろな作り物、バランスを考えてやはりおのずと70億円の方が普通で考えていいものができるのと違うかなと思います。そのところが一番大きな問題で、見る視点というより、この評価の先生方も、金額を見ないで中身だけを見たら、ああ、これはええな、当然そうなると思います。

一つ思うのは、6,000万円、7,000万円の話と違って、70億円という金額になると、この300点と700点とに分けていること自体が、少し金額に重きを置けなかったのかなとそんな思いもします。これが例えば、400点と600点であればどうなっていたのかなと、そんな思いもします。まちづくり推進局長の話では、7月のそのときに議論をしていただくということですが、議論はよろしいけれど、不思議に思うのはその辺が一番私も不可解でならないわけで、そういう意味でいろいろ納得いくような説明を7月にしていただくのであれば、していただくことでお願いします。

○川口委員 今、決着はつかないと思う。それだって県民感情は許さないよ、これは。これはやっぱり今の時世やから、元入れは公園とプールとがあるらしいけれども、何に重きを、どちらに置くの、プールだろうと思うけれども、だから、元入れでなければならぬものかどうか。一緒にやっけてしまいますという考え方もある。財政難のご時世でこれで通るのかと、こういうことです。いいのつくったらいいのです。高いとか安いとかの問題を言うているのではない。今のご時世で、62億円でやったらどうですかという提案が出ているわけだ。いや、69億円でしてもらいますと。それだったら何で71億円のちょっと高い浅沼組と奥村組の出した内容を一度見せてほしいです。4つとも一度見たい。

見るよりも、いずれにしても62億円でやられた方がいいのではないかと、これだけ申し上げておきます。だけど9月県議会、このままであったら同意できない。皆さんが同意されても同意いたしません。

○田中委員長 続いてほかの方。

○山下委員 2～3、質問申し上げたいと思います。

まず、先刻の業者格付の問題です。議会の同意事項なのかどうか、議会に何を求めておられるのか、まったくわからないのです。条例を変えていくとか、基準があって、その基

準を変えていく問題ではないのです。ランクづけは、平成23年度で検討し、次年度から変わることは前もってわかっているのに、今、どうしてもめなければならないのか。平成23年6月9日の建設委員会で提案され、次の日に業界に説明されるのは、順序が反対ではないのかと言いたいです。業界相手の格付ですから、業界の人々に次の格付基準改革の手順はこうですよと、当然説明されていたと思うのです。その説明を、煮詰まる段階の前に議会に持ち込んで、いたずらに混乱しています。

特に、格付の目的は、書いてありますように、技術と経営にすぐれた企業の育成の観点と、しばしばこの委員会でも県内業者を育成するという視点が強調されてきました。例えば、京奈和自動車道の工事現場では、奈良県の車は一つもないのではないですか。下請の仕事も含めてという問題もたくさん提起されていました。平成23年6月9日の建設委員会では、県内業者が県内の仕事に手を挙げて、それを獲得する、そういう力量をつけたいのだとおっしゃっていたわけですから、少なくとも5年前には、例えば国の事業で近畿地方整備局の事業が出た。出たうちの何件は奈良県の業者がとっていた。そして、それ以降どれぐらいふえてきたのか減ってきたのか、そんなことを含めて業者育成の県のねらいとその成果を、むしろ議会で検証するものだと思うのです。Aランクの条件、A1ランクの条件がどうだと、議会で論議するほどのことではないのです。業者育成という観点から、その基礎資料を行政が提起されたら良いだけの問題だと思うのです。執行権を持っている土木部が、自分たちの格付によって着実に業者の育成はこうなっているのだということを議会で報告し、その次にある方向性の理解を求めれば良いだけの話で、どうしてこんなに混乱するのだろうかと思いに思っています。

議会に出す資料とは何なのか、業者に示す資料は何なのか、もう少しこのところを整理し、提案してもらいたいと思います。

今度の新県営プールの問題も一緒です。県下でPFI事業は、初めての試みですが、公園緑地課長が説明しても実際私もわかりません。価格に関する事項の評価が300点、提案内容に関する事項の評価が700点と位置づけしたのは、それなりに理由があるものだと信じて疑いません。300点と700点にしたのはどうなのかということについて、運営も県が関与しないのですから、民間の受けた事業者が運営についても人も配置し、民間のノウハウでやるわけですから、そここのところも含めまして、こうなるのです。素人に対して、議員も素人です。PFI事業は、本当にどういう目的で、何でやっているのかさっぱりわからないのです。価格に関する事項の評価で大林組グループが300点、これは満

点です。この300点と入札価格は前もってつくられておったのか、あるいは300点というのは一番低い価格の入札をした、その価格を300点とすると決めておったのか、そんなことすら我々はわからないのですから、この際こうなのですよという資料を出してもらって、説明聞かせてもらわないとわからない。

報告5、7に答申の概要があります。50メートルプールについて、温水施設を設置し、6カ月間利用できる提案であった。これは奥村組の提案がそうだったということで評価していなかったと思う。これは屋外の50メートルプール、競技用に使う5月から10月というのは、もともとの基本的な県が出した条件のプランニングにはなかったのか。ファミリープールの、7月、8月の運営ですというのと違うのではないですか。競技用のプールというのは、学生や民間も含めてさまざまな大会で使うわけですから、当然、水泳ができる5月から10月、こんな期間はどの会社にも示されていた条件ではないのか。

あるいは逆に言えば、PFI事業というのは、事業仕様の中ではそんな提案ができないのか。3年前から使用できなくしてしまっている県営プールは、5月から10月ごろまで使っていた。水泳の競技は、そういう時期に屋外でやっているのではないですか。そういうことも含めて、その条件に入っていなかったのか。何で奥村組だけが5月から10月の期間を設定したというのを、殊さらに評価しなければならない。他社には入っていなかったのかどうか、そんなことも知りたいのです。答申の概要を出してもらうのなら、県の出した基本的な条件は何なのか。それに対して、各社がどういう内容で提案してきたのか、簡略でよいですが、そここのところをお示し願わないと、なかなか理解できないと思うのです。

最後に、まちづく推進局長、この資料のつくり方もこっけいでならないのです。冒頭に、平成23年6月22日に県が落札者を決定したと書いてあります。右側の上の囲いの中では、平成23年6月30日に落札者決定となっているのです。あなた方がつくってきた資料です。これは決定日がいつなのですか、きょうの平成23年6月30日が決定日なのですか。実際に落札者が決定したのを、まとめて答えてくれたらいいけれども、1つの資料で、ある部分では平成23年6月22日と書いていて、あるところでは平成23年6月30日が落札の決定日なのだと書いてある。こんなこともわからないのです。何か意味があるのですか。そういう意味では、メンテナンスも含めて総合評価落札方式というのは非常に難しいです。15年間の運営についての契約で、その運営内容の経費も69億円の中に入っているわけです。そんなことも含めてもう少しわかりやすく、このうちのプール建設でいくら、ファミリープールの改修でいくらと。県では、71億円の基本的な設計価格を

出しているのではないですか。入札が終わっているのですから、県民に理解してもらうためにそういう案内をしないと、公園緑地課長やまちづくり推進局長の説明ではさっぱりわかりません。疑惑だけが飛び交うのはいい話でも何でもないではないですか。

初めてやる事業であること、建設と15年間にわたっての運営であるということ、そんなことも踏まえて、聞いた県民がわかるような説明の仕方を、あるいは資料のつくり方をお願いしたいと思います。

3つ目は、土砂災害の問題で、盛んに対策をしていただいてまいりました。崩壊斜面の改修対策として、斜面を固定するとき、水を入れながら掘り進んできたのが主要な工法であったのが、水を使わずに無水で掘った方が、経費、期限を約30%短縮できる。10数年前から、国土交通省でも技術提案し、おおむね認められてまいりました。しかし、昨今、その手法を導入するには、設計段階でコンサルタントが工法に採用しなければ採用されません。奈良県で土砂災害についての関心が非常に高まっているときに、ぜひとも奈良県でも、これも実績あるのですけれども、この工法についてさらに深い理解を示してもらいたいという業界の人たちが来られました。私は、素人です。ただ30%の経費の削減と30%の期間の短縮について訴えられていることについて、奈良県でどう理解されているのか、あるいは今日のこの無水掘り工法についての評価はどんなものか教えてください。

○福嶋技術管理課長 今の山下委員の問いに対して答えさせていただきます。

まず、無水掘り工法ですが、斜面の防災工事等で使用するアンカーを設置するための削孔技術でございます。通常は水を使って、削孔の壁が壊れないようケーシングを入れながら削孔しますが、この無水掘り工法というのは、軽量電動マシンにより孔壁保護のためのケーシングは泥水を使用せずに削孔する新工法でございます。

国土交通省が運用する、新技術情報提供システムNETISというのがございます。通常、開発事業者がそこに申請して、土木研究所を含む産官学の有識者で事前評価して、直轄工事で試行して、事後評価する。そうして、その技術そのものを評価するというシステムがございしますが、その評価の結果としては、総合的に従来技術に比べて活用の効果は同程度であるが、経済性、工程については、今、山下委員が言われたように従来技術よりすぐれていると評価されております。また、活用技術の違いによる評価のばらつきがあるとなっております。例えば、礫質土では削孔スピードは速いが、玉石層ではかたいだけでなくロッドがひっかかりやすく、土質による評価のばらつきがあるなど、この技術は非常にすぐれた面を持っているけれども、使用できる現場や適用条件はかなり限定される技術と

認識しております。

NETIS、国土交通省の新技术情報提供システムにおいても一番すぐれた技術、有用な技術、標準的な技術と同等と判断された技術を有用技術と評価されておりますが、この無水掘り工法につきましては、その一つ手前の事後評価の技術というような評価になっておる次第でございます。

○京地公園緑地課長 配点の300点、700点の件でございます。この事業は、健康増進施設あるいは競技施設、それから管理に関する施設、それともとも公園にありますので公園の施設ということで、多岐多様にわたる施設の提案をいただくということでございます。さらに、整備だけでなく、維持管理、運営についても提案をいただくということで、民間のノウハウを生かした提案内容が示されることで、提案内容に差が出やすいと、反映されやすい事業であるということでございます。

また、多種多様の施設の創意工夫を生かした提案への期待が大きいと考えておきまして、本事業におきましては、価格評価よりも民間業者からの積極的な創意工夫の提案をぜひ評価すると、評価委員会で決められた内容でございます。

それから、50メートルプールについてのご質問がございました。奥村組の提案に50メートルプールの温水化ということがございます。これにつきましてはかなり期間が長い、5月から10月ということでございます。奥村組グループにつきましては、中学校、高校、競技団体にアンケート調査を実施した結果により、その必要性を提案されているということでございます。

それから、報告5の資料でございます。平成23年6月22日に決定したという表現になっておりますけれども、これにつきましては平成23年6月22日に、4回目の新県営プール施設等整備運営事業PFI事業者審査委員会が開催されて、最優秀提案者を選定し答申された日ということでございます。少し表現があいまいで申しわけなかったと思っております。以上でございます。

○上田まちづくり推進局長 公表に当たりましては、今、山下委員からご意見がありましたように、一般の方々も理解するように、また県の仕様等の比較、また提案4社の横並びの比較等を整理させていただいて、それぞれの提案に対してのご評価をいただけるような整理の仕方で公表させていただきたいと考えております。

平成23年6月22日に、新県営プール施設等整備運営事業PFI事業者審査委員会審査会が答申をして、その答申を受けて、平成23年6月30日に決定したということでご

ざいます。以上でございます。

○山下委員 ランクづけのことについて、若干意見を申し述べたのですけれども、県は業者育成という観点での説明が非常に弱い。このランクの変更は、県としては目的はわかり切っているとあなた方は思っておられるかもしれませんが、業者のサイドから言うと、自分たちにとってどれぐらいのハードルをクリアするのか、たやすいのか、たやすすくないのかというところに関心が向きます。県がなさろうとしている業者の育成について、目的を明確に業者にも県民にも示していく。不満のある業者もおられるでしょう。しかし、業者の育成という方向性について、これまでどういう実績をあげてきたのかということきちんと言明しないと行けない。この観点も含めて、少し付言しておいてください。

○川崎土木部長 性能規定的にということに解釈させていただきました。今回、技術と経営にすぐれた企業の育成ということについて、正直言って過去のデータをきちっと今、整理ができておりませんが、我々がこれから目指しますのは、技術と経営にすぐれた企業というのは、やはりきちっとした技術者に裏打ちされた企業だろうということで、これから2年間ございますので、きちっと研修をして、そういう国家資格を取るような技術者を育成していく、そういうことが我々の目指すべき技術と経営にすぐれた企業の育成ではないかと思っております。以上であります。

○山下委員 そこで、新技術の先ほどの掘削の問題についてはまた業者はそれぞれ勉強するだろうと思います。新しい技術について、この土木予算が国先頭にして縮まってきている昨今、防災関係のニーズが大変敏感に多くなってきます。工法についても、あるいは経費についても、その辺にもメスを入れる必要がありますから、問題提起については鋭く対応してもらいたいと思います。

新県営プールの問題でございますけれども、ぜひとも今県民がどういうことを知りたがっているのかと、県議会の議員が何を知らなければならないのかを、そのニーズをつかんでもらうことに努めてもらいたい。たとえば奥村組グループが5月から10月までの温水プールの運用について、現場へ足を運んで提案された。そういう提案力は大したものだと思います。これは、むしろ新プールをつくる際の基本的な条件として協議するのでありますから、あるいはそういうニーズはこのPFI事業を採用することで、基本的に71億円の予定価格を設定した準備段階の県サイドの中で、当然配慮しておくべき実態把握ではないかと思いませんか。奥村組グループ、県の手抜きが彼らによって救われたと言えれば救われたのです。しかし、これは提案する側に条件として5月から9月、当然温水プールとい

う現場の声が高いのですと、こういうことも含めて提案なされていたら、立派な企業が4社中心になって提案なされているのに、1社だけしか対応し切れないのか、その辺が不思議に思えてなりません。県は少なくともこれだけは必要です、こういうものが欲しいですと、最初の仕掛けの部分について知りたいと思いますので、簡潔でいいですけどわかりやすく、今後説明してください。これで終わりです。

○辻本委員 少し角度を変えて、1点お尋ねしたいと思います。平成19年に、県が許可を与えた葛城市寺口の砂防指定地内の問題でございますけれども、残土が百数十万立方メートルと、物すごい大量の土砂が積み上げままだまになっております。今日まで放置したままであり、またオーナーがことしの初めにお亡くなりになったといったことで、本当に地域の地面が揺れて、やかましいことになってまいりました。特に、その地内のちょうど下に当葛城市が今度、道の駅を計画しているわけでございます。地域の民家もあれば河川もあります。たしか熊谷川ですか、もう大変皆さん心配して、連日にわたりいろんな問題、会議をしているわけでございます。過日はまた県からお越しいただきまして、いろいろ協議していただいておりますが、今後どのような対応をしていただくのかということを一いつ真剣にお考えしていただきたい。

平成22年11月には、葛城市長や、市議会議長、そして住民の皆さんが知事や土木部長へもいろいろ陳情、お願いに行ったと聞いております。今後、50ミリメートル以上の大雨が降れば、積み上げられた土砂が崩壊してくるのではないかと、不安に思うわけでございます。その辺も含めて、今後県において、どのような対応をしていただけるのかお伺いしたいと思います。

○田中委員長 どなたが答弁されますか。

○水本砂防課長 葛城市の砂防指定地内の盛り土に関するご質問でございますけれども、委員お述べのように、砂防指定地内に大量の土砂が搬入されまして、恐らく地すべりの兆候を呈しているということを我々も認識しておりまして、こういうことから斜面の状況を把握するために、ことしの2月に地すべりの専門家を交えまして現地調査を行いました。その結果ですけれども、この地すべりは、ずれとか常時移動しているものではなくて、豪雨あるいは地震等がきっかけで、動くような事態が発生してゆっくりと移動して、一気に下流側の民家の方へ土石流のように流出するようなことは考えにくいというような見解をいただいております。この結果を受けまして、葛城市と連携しながら、職員により目視による監視を定期的に行っており、目立った変化はないところでございます。

しかしながら、目視による監視には限度ございますので、今後は観測機器を設置しまして、常時斜面の状態を把握しながら、仮に大きな変化が生じた場合は赤色灯を回したりして、近くの建物にお知らせするとか、あるいはまた葛城市や高田土木事務所の関係機関に直ちにメール配信するなど、監視体制を強化していくべく現在作業を進めているところでございます。

一方、工事者である新庄商事に対しましては、県条例に基づく行政処分にあたる是正命令を、平成23年6月21日に発令したところでございます。以上でございます。

○辻本委員 いろいろ思いを聞かせていただきましたが、観測機器の設置だけでは十分な対策とは言えないのではないかと思います。伊勢湾台風のときに、あの付近の河川からいっぱい土砂が流れてきたのを知っているのです。そこへ数百万立方メートル積むのだから、もう目に見えてるわけですよ。大きなトラックが入つとるのです。砂防課長もそれを知っていると思います。いいかげんなことを言わないでいただきたい。

そういうようなことで、やっぱり真剣に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○太田委員 水道料金の問題について、きのうの一般質問で取り上げましたけれども、大滝ダムの供用開始にあわせて2部料金制にするという方針が出されましたけれども、これがどのようなものになるのかということについて非常に関心が高まっております。きのう、広陵町議会の特別委員会で県営水道の率をさらに引き上げるかどうか議論されていたということでございました。県でも、この料金制度を検討されていることでございますけれども、きのうの答弁では、使えば使うほど単価は安くなるという制度の導入ということを検討されているということなんですけれども、この県営水道の率を今引き上げようかと、まさにそのことを考えているところにも受け入れやすいような料金制度を検討するべきではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいのと、もう一つは、平成22年度に県営水道料金が1立方メートルあたり145円から140円に引き下げたことによって、大和高田市、樫原市、香芝市や広陵町でも、この水道料金の引き下げを行ったということで、これはやはり県営水道料金を引き下げたことによる波及効果だと私は思います。この点からも県営水道料金を引き下げると、市町村に波及する効果が大きいと認識しておりますけれども、その点についての考え方についてもお聞きしたいと思っております。

○吉岡水道局総務課長 今後の県営水道料金の引き下げについてのご質問でございます。

県営水道は、大滝ダムの供用開始によりまして、受水市町村への安定供給に必要な水量

を確保できる見込みでございます。現在、基本料金と従量料金を組み合わせた2部料金制度の検討を進めておるところでございます。市町村と県の双方にメリットのあるような料金体系を考案いたしまして、受水市町村にはこれまで以上に県営水道を活用していただくとともに、市町村水道が抱える自己水施設の老朽化、また水質への不安、技術職員の不足といったもろもろの課題も解決できればというように考えておるところでございます。受水市町村に対しましては、費用対効果や給水地点の新設や変更といったサービスも念頭に十分説明をいたしまして、県営水道に転換を促していきたいと、考えておるところでございます。

また、平成22年度に、県営水道料金の引き下げを行いました。1立方メートル当たり145円から140円に5円の引き下げを行ったところでございます。委員お述べのように、24市町村中、大和高田市、樫原市、香芝市、広陵町の3市1町で値下げを行ったところでございます。県営水道への依存度が市町村によってかなり異なっておりまして、県営水道料金の値下げに伴う影響の度合いも市町村によって異なるところがございます。市町村水道事業の経営状況もさまざまございまして、県が水道料金を値下げをいたしましても、直ちにすべての市町村の水道料金に連動するとは限らないところがございます。

ただし、昨年度の県営水道料金の値下げによりまして、県営水道受水費が軽減されたことから、市町村水道事業の経営を支援できたものと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○太田委員　きのう、広陵町議会特別委員会が開かれたということなのですけれども、極端に言いますと1立方メートル140円のままではどうでしょうか、これを下げてくれるのだったら、県営水道にもっと頼っていこうかという意見も上がっていたとお聞きしておりますので、逆にこの新しい料金体系が、いやもう自己水でいくことになってしまっただけは、本末転倒の話でございますので、県営水道を受け入れやすい体制をつくっていただきたいと思っております。

同時に、受水しているところについても、このメリットと同じような料金体系になるように、あらゆる機会通じて意見を言っていきたいと思っておりますので、検討の方よろしく願います。以上です。

○田中委員長　ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問は以上でございます。

委員長から申し上げます。先ほどから各委員からご意見がありました。十分なお答えをいただけていない部分があります。答弁力を高めていただくということと、それから、求められた資料、ご説明、次の機会には十分お答えくださるよう、準備をして委員会に臨んでいただきたいと思えます。

それでは、これで質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。